

とちぎグリーン農業推進シンポジウム開催等業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が委託するとちぎグリーン農業推進シンポジウム開催業務（以下、「業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めたものである。

1 目的

農業における環境負荷低減の取組を推進するため、有機農業に係る栽培技術の普及と有機農産物（米）等の消費拡大のための周知活動を行う。

2 委託期間

契約締結日から令和7(2025)年3月14日（金）まで

3 業務の概要

日時：令和7(2025)年2月上旬

会場：宇都宮市内

対象：農業者、消費者、食品関係事業者（流通・小売事業者、飲食店等）、関係機関・団体

業務の受託者は、以下の内容に従って業務を遂行するものとする。ただし、具体的な実施内容については、4の「実施計画書」において定めるものとする。

なお、業務の実施に当たっては、甲との協議の上、行うものとする。

(1) 企画等

- ・全体の構成、各種プログラム等の企画
- ・スケジュールの作成
- ・シンポジウム会場全体のレイアウト図の作成

(2) 業務に必要な申請等の手続き（会場使用等）

(3) 各種プログラムに係る交渉、調整、対応等

(4) チラシ、ポスターの作成

(5) 広報活動（チラシ・ポスター配布等）

(6) シンポジウム来場者へのアンケート実施及び集計

(7) シンポジウム会場の設営、演出、撤去等

(8) シンポジウム当日の運営

- ・全体及び各種プログラムの実施
- ・運営マニュアルの作成

(9) シンポジウムで配布する資料（プログラム、啓発資料等）の作成

(10) 有機農産物（米）等の消費拡大に向けたキャンペーン活動

4 実施計画書及び報告書の提出

- (1) 乙は、契約締結後遅滞なく、乙が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について、甲と協議の上、「実施計画書」（任意様式）を作成して甲に提出すること。
- (2) 乙は、委託業務完了後、業務の実施内容を「実績報告書」（任意様式）として取りまとめ、甲に提出すること。
- (3) 甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

5 権利の帰属

業務の成果に関する権利は、全て甲に帰属するものとする。

6 委託上限額

1,727,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限額とする。

7 その他

- (1) 本仕様書に記載されていることを遵守した上で、より良い提案がある場合は企画提案書に記載すること。
- (2) 本仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定する。
- (3) 乙が業務を行うに当たって取り扱う個人情報は、栃木県個人情報保護条例（平成 13 年条例第 3 号）に基づいて取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護を行うこと。
- (4) 乙は、甲と協議の上、業務の一部を第三者に再委託することができる。